



かいせいまちどくしょすいしんじょうれい 開成町読書推進条例 (案)



ほん した じょうれい ～本に親しむ条例～

ほいくしょ ようちえん かよ しょうがっこう かよ ちゅうがっこう かよ
保育所や幼稚園に通うみなさん、小 学 校に通うみなさん、中 学 校に通うみなさん、

みんな 本は好きかな？ 読書は好きかな？

どくしょ むすか
読書というと、難しいイメージがあるよね。

じょうれい おとな ほん よ たいせつ たの も つづ
この条 例 は、「大人もこどもも、本を読む大切さ、楽しさをいつまでも持ち続けようね。」

つた ほん えほん まんが ざっし ふく
ということを伝えたいんだ！「本」は、絵本も漫画も雑誌も含まれているよ。

す ほん て と
まずは好きな「本」を手にとって1ページめくってみようね！

ぶぶん じょうれい ぜんぶん じょうれい おも か
※この部分は条 例 の「前文」というよ。条 例 にこめられた想いが書かれているよ！

さかわがわ せいりゅう めぐ でんえん みどり かいせいまち し き いとな なか
酒匂川の 清 流 に恵まれた田 園 の 緑 あふれる開 成 町 は、四季の営みの中で、

せんじん いろ ゆ た でんとう ぶんか そうしゅつ うつく ふうど みやくみやく
先 人 たちにより、色とりどりの豊かな伝 統 や文化が 創 出 され、美しい風土は 脈 々

けいしょう
と 継 承 されてきました。

でんとう ぶんか あい まも はってん ちょうみんみずか じゅう
ふるさとの伝 統 や文化を愛し守り、さらに発 展 させていくためには、町 民 自らが自由

かんせい やしな ゆ た にんげんせい しゃかいせい はぐく あら れきし かんきょう
な感 性 を養い、豊かな人 間 性 や社 会 性 を育み、新たな歴史へとつなげる環 境 づくりが

ひつよう しゅだん どくしょ すいしん ゆうこう
必 要 であり、その手 段 として読 書 の推 進 が有 効 なものです。

おとな すべ ちょうみん どくしょ たいせつ あき
あらためて、こどもから大人まで、全ての 町 民 にとって読 書 の大切さを明らかにし、

ほん した かんきょう すす どくしょ ひと みち
本に親しむ 環 境 づくりを進め、読 書 による人づくりやまちづくりの道 するべとなる

じょうれい せいいてい
ように、この条 例 を制 定 します。



もくてき じょうれい めざ か
(目的) ※この条例 が目指すことが書いてあるよ。

だい じょう じょうれい ちょうみん どくしょかつどう すいしん かん きほんりねん さだ
第1条 この 条 例 は、町 民 の読書 活動 の 推 進に関し、基本理念を定めるとともに、
かいせいまち い か まち やくわりなら ちょうみん かてい がっこうとう ほいくしょ
開 成 町 (以下「町」といいます。) の役割 並びに 町 民、家庭、学 校 等 (保育所、
ようちえん しょうがっこうおよ ちゅうがっこう い か お な およ ちいき とりくみ
幼稚園、小 学 校及び中 学 校をいいます。以下同じです。) 及び地域における取組
あき ちょうみんひとり こころゆた せいかつおよ かつりよく
を明らかにすることにより、町 民 一人ひとりの 心 豊かな生活 及び活力 ある
しゃかい じつげん し もくてき
社 会の実現に資することを目的とします。

きほんりねん きほんりねん きほんてき かんが かた
(基本理念) ※基本理念とは「基本的な考 え 方」のことだよ。

だい じょう どくしょかつどう ことば まな ちしき え かんせい みが ひょうげんりよく たか
第2条 読 書 活 動 は、言葉 を 学 び、知識 を 得 て、感 性 を 磨 き、表 現 力 を 高 め、
そうぞうりよく ゆた とき こころ いや じんせい ふか い ちから み つ うえ
創 造 力 を 豊 かに し、時 には 心 を 癒 し、人生 を より 深 く 生 きる 力 を 身 に 付 ける 上
たいせつ ちょうみんひとり じしゅてき どくしょ
で 大 切 な も の で あ る こ と か ら、町 民 一 人 一 人 が、い つ で も ど こ で も 自 主 的 に 読 書
かつどう おこな かんきょう せいび つと ゆた こころ はぐく
活 動 を 行 う こ と が で き る 環 境 を 整 備 す る こ と に 努 め、豊 かな 心 を 育 み よ り よ い
じんせい おく どくしょかつどう すいしん
人 生 を 送 る た め の 読 書 活 動 を 推 進 す る も の と し ま す。

まち やくわり かいせいまち つと か
(町 の 役 割) ※開成町 として務めなければならないことが書かれているよ。

だい じょう まち ぜんじょう さだ きほんりねん どくしょかつどう すいしん かん しさく
第3条 町 は、前 条 に定める基本理念にのっとり、読 書 活 動 の 推 進に関する施策を
さくてい およ じっし やくわり ゆう
策 定 し、及 び 実 施 す る 役 割 を 有 し ま す。

まち ぜんこう しさく じっし あ ちょうみん かてい がっこうとうおよ ちいき れんけい
2 町 は、前 項 の 施 策 を 実 施 す る に 当 た っ て は、町 民、家庭、学 校 等 及 び 地 域 と 連 携
はか いったい どくしょかつどう すいしん つと
を 図 り、一 体 と な っ て 読 書 活 動 の 推 進 に 努 め ま す。

まち ちょうりつとしよしせつ どくしょかつどう きよてん ぞうしょ じゅうじつ つと
3 町は、町立図書館施設を読書活動の拠点とし、蔵書の充実に努めるとともに、
ちょうりつとしよしせつ どくしょかつどう ふきゅうおよ けいはつ どくしょかつどう つう こうりゅう
町立図書館施設において、読書活動の普及及び啓発、読書活動を通じた交流
きかい ていきょうとう つと
の機会の提供等に努めます。

ちょうみん とりくみ ちょうみん と く か
(町民の取組) ※町民が取り組むことが書かれているよ。

だい じょう ちょうみん にちじょうせいかつ なか どくしょ した どくしょかつどう さんか つう
第4条 町民は、日常生活の中で読書に親しみ、読書活動への参加を通じて、
たが こうりゅう つと
互いの交流に努めるものとします。

かてい とりくみ かてい と く か
(家庭における取組) ※家庭において取り組むことが書かれているよ。

だい じょう ちょうみん かてい かぞく どくしょ たの きょうゆう かぞく
第5条 町民は、家庭において、家族で読書の楽しさを共有し、家族のコミュニケ
ふか どくしょかつどう つと
ーションが深まるよう読書活動に努めるものとします。

がっこうとう とりくみ
(学校等における取組)

ほいくしょ ようちえん しょうがっこう ちゅうがっこう と く か
※保育所・幼稚園・小学校・中学校において取り組むことが書かれているよ。

だい じょう がっこうとう がっこうとう とくせいおよ はったつだんかい おう
第6条 学校等は、それぞれの学校等の特性及びこどもたちの発達段階に応じ、
どくしょ たの つた ふだん ほん した どくしょ たの しゅうかん
読書の楽しさを伝え、こどもたちが普段から本に親しみ、読書を楽しむ習慣の
けいせい つと
形成に努めるものとします。

ちいき とりくみ ちいき と く か
(地域における取組) ※地域において取り組むことが書かれているよ。

だい じょう ちいき がっこう ちょうりつとしよしせつ た どくしょかつどう かんけい
第7条 地域においては、学校等、町立図書施設その他の読書活動に関係する
しせつおよびボランティア活動を行う団体と連携、かつ、協力をし、読書活動の
すいしん つと
推進に努めるものとします。

た けいかくとう せいごうせい かくほ
(他の計画等との整合性の確保)

だい じょう まち じっし どくしょかつどう すいしん かん しさくなら ちょうみん かてい がっこう
第8条 町が実施する読書活動の推進に関する施策並びに町民、家庭、学校等
および地域における読書活動に関する取組については、子どもの読書活動の推進
かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう た ほうれい もと どくしょかつどう
に関する法律(平成13年法律第154号)その他の法令に基づく読書活動に
かん けいかくとう せいごうせい かくほ はか
関する計画等との整合性の確保を図るものとします。

どくしょかつどうすいしんげっかんとう
(読書活動推進月間等)

まいとし がつ ちょうみん どくしょかつどうすいしんげっかん まいつき にち ちょうみんどくしょ
※毎年10月は「町民の読書活動推進月間」、毎月1日は「町民読書デー」
ほん した
だよ。みんなで本に親しもうね。

だい じょう どくしょかつどう かん かんしんおよ りかい ふか せっきよくてき どくしょかつどう
第9条 読書活動に関する関心及び理解を深めるとともに、積極的に読書活動
と く いよく たか まいとし がつ ちょうみん どくしょかつどうすいしんげっかん
に取り組む意欲を高めるため、毎年10月を町民の読書活動推進月間とし、
まいつき にち ちょうみんどくしょ
毎月1日を町民読書デーとします。

いにん
(委任)

だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう じこう きょういくいいんかい さだ
第 10 条 この 条 例 の施行に関し必要 な事項は、教 育 委員会が定めるものとします。

ふ そく
附 則

じょうれい れいわ ねん がつ にち しこう
この 条 例 は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。